

亀岡商工会議所 新・商工会館(仮称)設計業務委託仕様書

1. 業務名称 亀岡商工会議所 新・商工会館(仮称)設計業務委託
2. 履行場所 亀岡市追分町 地内
3. 履行期間 契約締結の翌日 ~ 令和5年3月24日まで
※ 月 日までに下記③を引渡すこと (別途)
4. 業務内容
採用された企画提案書の提案内容を基本とし、以下の業務を委託する。
➤平成30年国土交通省告示第98号における基本設計に関する標準業務の(1)設計条件等の整理から(7)基本設計内容の建築主への説明等までを想定している(具体的な業務内容)
 - ① 亀岡商工会議所 新・商工会館建設検討特別委員会(以下、委員会という)に出席のうえ、意見集約を行い企画提案書各計画(敷地、平面、立面、外観、パース等)の“造りこみ”と最終的なとりまとめ(合意形成)を行う。
 - ・委員会へは総括1名が参加し、3回程度の委員会(各120分程度を想定)への出席を見込むこと。
 - ② 上記業務と並行し、新・商工会館(仮称)(以下、「商工会館」という)の用途、規模、構造等の主たる仕様を決定し、各種法適合性チェックを行い、基本設計へ向けた課題抽出を行う。
 - ③ 上記、業務①により作りこまれたイメージパース(電子データとも)を発注者に引き渡すこと。
 - ・イメージパースはA3横版、カラー刷りとし、敷地鳥瞰1カット、外観1カット、主要室内観2カットの計4カット程度を想定している。
 - ・実物は手描きでも可とするが、手描きの場合は、電子データに変換のうえ、媒体に格納しデータ(jpeg・PDF等)で引き渡すこと。
5. その他特記事項
 - 受注者において議事録、発注者との協議等を文書で記録すること。
 - 商工会館の主たる仕様が決定的次第、所要の基本設計業務委託を別途発注する見込みであるので、発注者との協議に応じること。